

## 真庭市 地域見守りネットワーク事業「まにわのわ」

～「見守りネットワーク」&「早期発見SOSネットワーク」～

### 協力事業者は何をするの？

#### ①日頃の地域の見守り

通常業務の中で、市民の異変に気づいたときに、市役所に連絡をお願いします。

急を要する場合には、消防・警察へ直接通報してください。

市役所は、状況を確認し、必要な支援を行います。

#### ②行方不明者の早期発見への協力

市役所からの行方不明者情報を、メールまたはFAXで受け取り、通常の業務の中で、気にかけていただき、見かけたら声をかけていただいたり、目撃情報の提供をお願いします。

積極的な搜索活動をお願いするものではありませんので、可能な範囲での協力をお願いします。



○登録は、真庭市ホームページまたは下記窓口にある登録用紙に必要な事項をご記入の上、提出してください。



※協力事業者には、登録証とステッカー(左図)をお渡しし、市のホームページに掲載します

【登録のお申込み・問い合わせ先】

○各振興局

○高齢者支援課

TEL (0867)42-1074

FAX (0867)42-1390

## ①市民の方の異変に気づいた時には、下記にご連絡ください。

- 成人・高齢者の場合⇒ 各地域の振興局  
真庭市高齢者支援課
  - 子どもの場合 ⇒ 各地域の振興局  
子育て支援課
  - 急を要する場合 ⇒ 消防署(119)・警察署(110)
- ※市は、状況を確認して、必要な支援を行います。  
※承諾なしに、情報元を本人や家族に伝えることはありません。

### 【異変の例】① 安否に関するもの

- ・新聞や郵便物がたまっている
- ・配達したものを取り込んでいない
- ・朝になってもカーテンが開かない
- ・電灯やテレビがつきっぱなしになっている

### ② 認知症に関するもの

- ・季節に合わない服を着ている
- ・同じことを何度も尋ねる
- ・大切な物を何度もなくす(通帳・印鑑・保険証など)
- ・少額の買い物でも、いつもお礼で支払いをする。

### ③ 消費者被害に関するもの

- ・普段見かけない不審な人の出入りがある
- ・頻繁に金融機関やコンビニでお金を支払っている

### ④ 虐待に関するもの

- ・怒鳴り声が聞こえる
- ・不自然な傷がある



## ②行方不明者の早期発見にご協力ください。(情報配信の開始:平成29年2月)

- 指定されたメール・FAXに行方不明者の情報を配信させていただきます。  
従業員の方に協力を依頼してください。
- 業務の中でできる範囲の協力をお願いします。(目撃情報の提供、見かけたら声をかけるなど)  
積極的な搜索活動をお願いするものではありません。
- 従業員の方に、協力市民としての登録をおすすめください。(登録開始:平成29年1月)  
登録していただくと、情報が個人に直接メール配信されます。

## ③従業員の方に、事業の目的や内容、また個人情報保護について、周知してください。

## ④各種研修会に参加して、理解を深めてください。

- 認知症サポーター養成講座  
認知症の病気の知識、対応の仕方を学んでいただく1時間～1時間半の講座です。  
市から案内をさせていただく講座にぜひご参加ください。  
職場単位で開催することもできますので、お気軽にお声かけください。

### 《 連絡先 》

- 真庭市 各地域の振興局
  - 北房振興局 (0866)52-2113
  - 落合振興局 (0867)52-1111
  - 勝山振興局 (0867)44-2926
- 高齢者支援課(0867)42-1074
- 子育て支援課(0867)42-1054
- 美甘振興局 (0867)56-2611
- 湯原振興局 (0867)62-2012
- 蒜山振興局 (0867)66-2510

### 〈協力事業者の要件〉

- 市内に事務所を置くこと
- 各種法律に違反していないこと
- 暴力団その他の反社会的団体でないこと